

品川区地域生活支援拠点事業実施要綱

制定	平成29年4月1日	区長決定	要綱	第62号
改正	令和2年3月31日	部長決定	要綱	第74号
改正	令和7年3月13日	区長決定	要綱	第40号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第4項に定める地域生活支援拠点を整備するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 地域生活支援拠点事業は、地域において生活する障害者および障害児（以下「障害児等」という。）および地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援の実施を目的とし、次に掲げる業務を実施する。

（1）障害児者の地域生活を支援するための総合的かつ柔軟に対応するための調整および確保に関する業務

- ア．地域拠点相談支援センター等と連携した相談支援体制の確保
- イ．居住系サービス事業所等と連携した体験の機会・場の確保
- ウ．短期入所事業所等と連携した緊急時の受入れ・対応の確保
- エ．地域自立支援協議会等と連携した専門的人材の確保・養成
- オ．地域自立支援協議会等と連携した地域の体制づくり

（2）障害児者の地域生活を支援するための体制整備のための検討および実施体制の確保に関する業務

- ア．地域生活支援拠点の機能構築のための検討会
- イ．地域生活支援拠点の実施体制を推進するための連絡会

（3）その他、区長が必要と認める業務

(地域生活支援拠点コーディネーターの配置)

第3条 地域生活支援拠点の機能を充実、または強化させるため、区が指定する以下の地域拠点相談支援センターに地域生活支援拠点コーディネーター

を設置する。

- (1) 品川区旗の台障害児者相談支援センター
- (2) 品川区東品川障害者相談支援センター
- (3) 品川区南品川障害児者相談支援センター

(地域生活支援拠点コーディネーターの業務)

第4条 地域生活支援拠点コーディネーターは、第2条に定める業務を基本業務として行うものとする。

(事業の委託)

第5条 区長は、前条に定める事業の運営を、第3条に規定する地域拠点相談支援センターに委託する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。